

大阪市条例第24号

万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例及び大阪港湾局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

(万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例の一部改正)

第1条 万博推進局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和3年大阪市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する万博推進局の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の13において準用する同法第252条の9第3項第2号の方法による選任時に府給与条例等（職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪府条例第5号）又は <u>非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例</u> （昭和40年大阪府条例第38号）をいう。以下同じ。）の適用を受ける大阪府の職員である者に限る。以下「特定職員」という。）の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）その他本市の職員に適用のある給与又は通勤に	大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する万博推進局の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の13において準用する同法第252条の9第3項第2号の方法による選任時に府給与条例等（職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪府条例第5号）又は <u>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> （昭和40年大阪府条例第38号）をいう。以下同じ。）の適用を受ける大阪府の職員である者に限る。以下「特定職員」という。）の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）その他本市の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁

係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、当該特定職員が引き続き府給与条例等の適用を受けるものとみなして府給与条例等その他大阪府の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定する。	償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、当該特定職員が引き続き府給与条例等の適用を受けるものとみなして府給与条例等その他大阪府の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定する。
--	---

(大阪港湾局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例の一部改正)

第2条 大阪港湾局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の取扱いに関する条例（令和2年大阪府条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する大阪港湾局の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の13において準用する同法第252条の9第3項第2号の方法による選任時に府給与条例等（職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪府条例第5号）又は<u>非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例</u>（昭和40年大阪府条例第38号）をいう。以下同じ。）の適用を受ける大阪府の職員である者に限る。以下「特定職員」という。）の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に</p>	<p>大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する大阪港湾局の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の13において準用する同法第252条の9第3項第2号の方法による選任時に府給与条例等（職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪府条例第5号）又は<u>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>（昭和40年大阪府条例第38号）をいう。以下同じ。）の適用を受ける大阪府の職員である者に限る。以下「特定職員」という。）の給与及び通勤に係る費用弁償の額については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例</p>

関する条例（平成31年大阪市条例第25号）その他本市の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、当該特定職員が引き続き府給与条例等の適用を受けるものとみなして府給与条例等その他大阪府の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定する。

（平成31年大阪市条例第25号）その他本市の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、当該特定職員が引き続き府給与条例等の適用を受けるものとみなして府給与条例等その他大阪府の職員に適用のある給与又は通勤に係る費用弁償に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。